

# SBI 読売333 インデックス・ ファンド

追加型投信／国内／株式／インデックス型

愛称：**SBI 読売333**

| 商品分類    |        |                   |         | 属性区分                         |       |        |               |                                  |
|---------|--------|-------------------|---------|------------------------------|-------|--------|---------------|----------------------------------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) | 補足分類    | 投資対象資産                       | 決算頻度  | 投資対象地域 | 投資形態          | 対象インデックス                         |
| 追加型     | 国内     | 株式                | インデックス型 | その他資産<br>(投資信託証券<br>(株式 一般)) | 年 1 回 | 日本     | ファミリー<br>ファンド | その他<br>(読売株価指数(読売333)<br>(配当込み)) |

商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご覧ください。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。  
この目論見書により行う「SBI 読売333インデックス・ファンド」の募集については、発行者であるSBIアセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年4月14日に関東財務局長に提出しており、2026年4月30日にその効力が生じております。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>●ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。</li><li>●ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は委託会社のホームページに掲載しています。</li><li>●請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。</li><li>●販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。</li><li>●ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。</li><li>●ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者のご意向を確認いたします。</li><li>●投資信託の財産は、信託法によって受託会社において分別管理されています。</li></ul> | <p>委託会社:SBIアセットマネジメント株式会社<br/>(ファンドの運用の指図等を行います。)<br/>金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第311号<br/>設立年月日:1986年8月29日<br/>資本金:4億20万円<br/>運用する投資信託財産の合計純資産総額:7兆8,982億89百万円<br/>※2026年1月末現在</p> <p>受託会社:SBI新生信託銀行株式会社<br/>(ファンド財産の保管・管理等を行います。)</p> <p>&lt;照会先&gt;<br/><b>SBIアセットマネジメント株式会社</b><br/>●ホームページ <a href="https://www.sbiam.co.jp/">https://www.sbiam.co.jp/</a><br/>●電話番号 03-6229-0097<br/>(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

この投資信託は、読売株価指数(読売333)(配当込み)に連動する投資成果を目標として運用を行います。

## ファンドの特色

- 1 SBI 読売333インデックス・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を主要投資対象とします。

### 読売株価指数(読売333)について

読売株価指数(読売333)は、読売新聞社が2025年3月24日に算出・公表を開始した新しい株価指数で、日本を代表する333銘柄で構成されています。最大の特徴は、すべての構成銘柄を同じ比率で組み入れる「等ウェイト型」を採用している点です。これにより、特定の巨大企業の株価に左右されにくく、市場全体の動きをより均等に捉えられます。また、銘柄は流動性と浮動株時価総額を基準に選定され、年1回入れ替えが行われます。

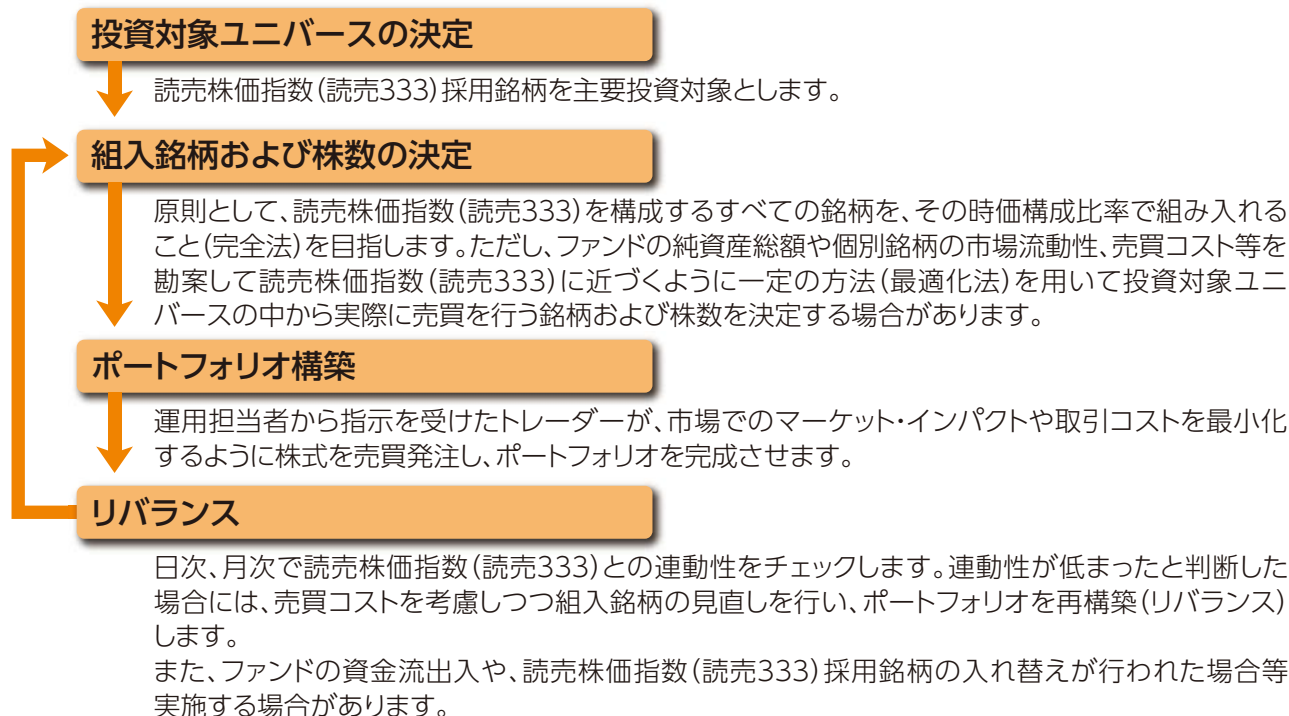
基準日(計算開始日):1985年11月29日

基準日の指数値(基準値):10,000円

- 2 主として、マザーファンド受益証券への投資を通じてわが国の金融商品取引所に上場する株式に実質的に投資します。

### <運用プロセスのイメージ>

運用にあたっては、当社の投資プロセスでポートフォリオの構築・リスクコントロールを行います。

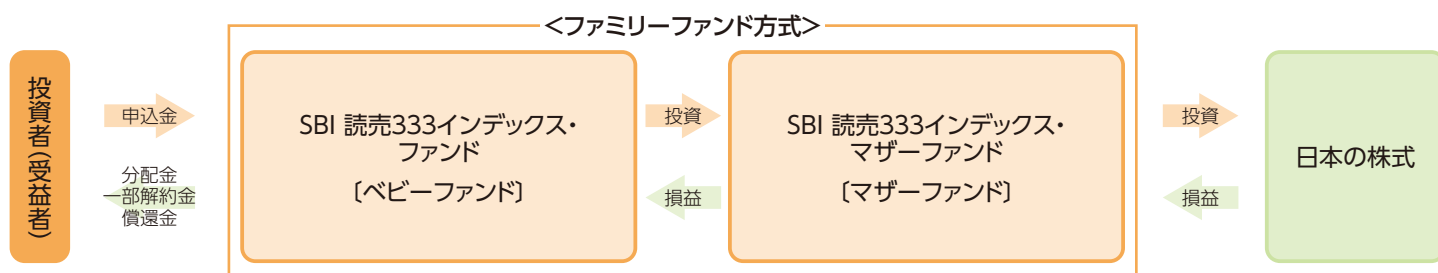


- 3 マザーファンドにおいて、ベンチマークへの連動性を高めるため、有価証券先物取引等を株式の実質投資比率100%を超えて活用する場合や上場投資信託証券に投資する場合があります。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

## ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資信託(ベビーファンド)の資金をまとめてマザーファンドと呼ばれる投資信託に投資し、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



## 分配方針

毎決算時(年1回、4月16日。休業日の場合は翌営業日とします。)に、原則として以下の方針により、分配を行います。初回決算日は、2027年4月16日(金)となります。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とし、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わない場合があります。

分配金の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制することとします。  
(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

## 主な投資制限

- ① マザーファンド受益証券の投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 先物取引等は実質的な投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、価格変動リスクを回避するため、利用することができます。

[読売株価指数(読売333)]の知的財産権およびその他一切の権利は株式会社読売新聞東京本社および野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、株式会社読売新聞東京本社および野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、[読売株価指数(読売333)]の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当ファンドの設定の可否、運用成果等並びに当ファンド及び[読売株価指数(読売333)]に関連して行われる当社のサービス提供等の行為に関して一切責任を負いません。

## 基準価額の変動要因

本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様に帰属します。

また、投資信託は預貯金と異なります。本ファンドの基準価額の主な変動要因としては以下のものがあります。なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

## 主な変動要因

|         |                                                                                                                                                      |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株価変動リスク | 一般に株価は政治・経済情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、組入れる株式の価格が変動し、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。                                                                     |
| 信用リスク   | 組入れる金融商品等の発行体が経営不安や倒産等に陥った場合に資金回収ができなくなるリスクや、それが予想される場合にその金融商品等の価格下落で損失を被る可能性があります。また、金融商品等の取引相手方にデフォルト(債務不履行)が生じた場合等、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。 |
| 流動性リスク  | 組入れる金融商品等の市場規模が小さく取引量が限られる場合などには、機動的に売買できない可能性があります。また、保有する金融商品等が期待された価格で処分できず、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。                                        |

## その他の留意点

- 本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 本ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待される価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- 投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- 収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- 本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該運用方式には運用の効率性等の利点がありますが、投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じ、マザーファンドの組入れ有価証券に売買等が生じた場合等には、本ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- 有価証券の貸付取引等を行う場合には、取引先リスク(取引の相手方(レンディング・エージェントを含みます。)の倒産等により契約が不履行になる等)が生じる場合があります。
- 本ファンドは、読売株価指数(読売333)(配当込み)の動きに連動することをめざして運用を行います。信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、現物株式投資の代替で投資した株価指数先物取引等と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること等の要因により乖離が生じることがあります。

## リスクの管理体制

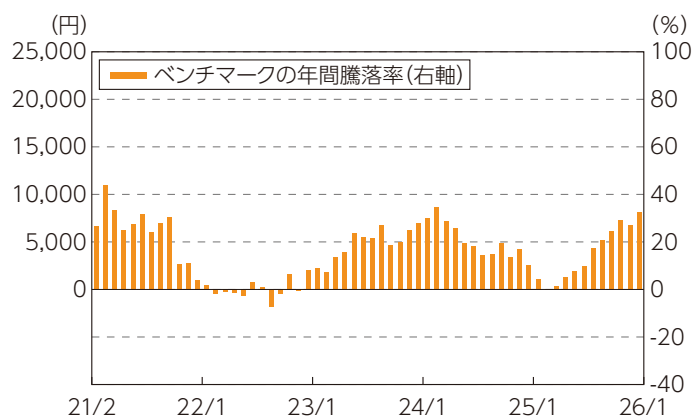
委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っています。

流動性リスクの管理においては、委託会社が規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

## (参考情報)

### ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

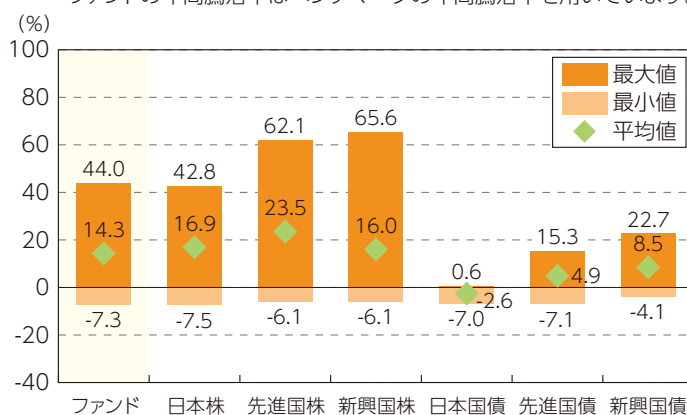
2021年2月～2026年1月



### ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2021年2月～2026年1月

ファンドの年間騰落率はベンチマークの年間騰落率を用いています。



\*本ファンドは、2026年4月30日より運用開始予定であるため、有価証券届出書提出日現在、ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額は  
ありません。したがって、上記年間騰落率のグラフはベンチマークである読売株価指数(読売333)(配当込み)の年間騰落率の推移のみを表示して  
います。

\*「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、過去5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、  
ファンド及び他の代表的資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。ただし、ファンド  
の運用は、2026年4月30日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。そのため、読売株価指数(読売333)  
(配当込み)の数値を用いて算出しております。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

#### 〈代表的な各資産クラスの指数〉

日本株…Morningstar 日本株式指数

先進国株…Morningstar 先進国株式指数(除く日本)

新興国株…Morningstar 新興国株式指数

日本国債…Morningstar 日本国債指数

先進国債…Morningstar グローバル国債指数(除く日本)

新興国債…Morningstar 新興国ソブリン債指数

\*海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。各指数は、全て税引前利子・配当込み指数です。

#### 〈各指数の概要〉

日本株 : Morningstar 日本株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。

先進国株 : Morningstar 先進国株式指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する  
株式で構成されています。

新興国株 : Morningstar 新興国株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。

日本国債 : Morningstar 日本国債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。

先進国債 : Morningstar グローバル国債指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や  
政府系機関により発行された債券で構成されています。

新興国債 : Morningstar 新興国ソブリン債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関に  
より発行された米ドル建て債券で構成されています。

#### 〈重要事項〉

本ファンドは、Morningstar, Inc.、又はモーニングスター・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.が支配する会社(これらの法人全てを総称  
して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般  
的な投資の当否、特に本ファンドに投資することの当否、または本ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのイン  
デックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、本ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる  
表明保証も行いません。本ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク  
及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社  
又は本ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあ  
たり、委託会社又は本ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、本ファンドの基準価額及び設定金額  
あるいは本ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または本ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、  
また関与しておりません。Morningstarグループは、本ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負い  
ません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び／又は完全性を保証せず、また、Morningstarグ  
ループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、本ファンドの受益者又はユーザー、ま  
たはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかな  
る保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、  
また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合  
であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知  
されていたとしても責任を負いません。

# 運用実績

本ファンドの運用は、2026年4月30日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。なお、運用開始後は委託会社のホームページで運用状況を開示することを予定しております。

## 基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

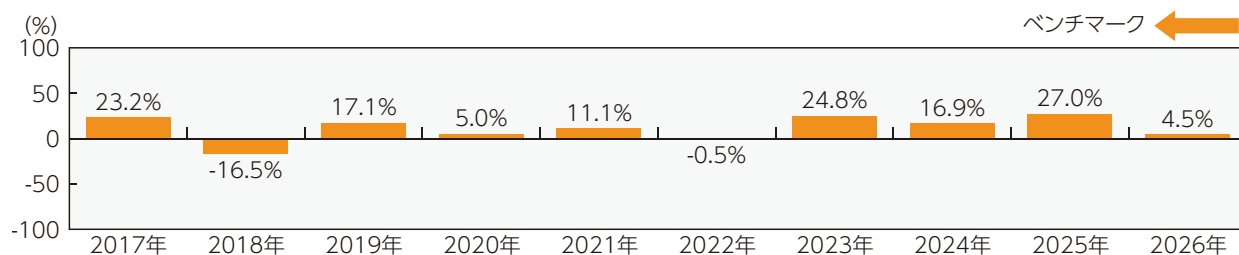
## 分配の推移(1万口当たり、税引前)

該当事項はありません。

## 主要な資産の状況

該当事項はありません。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



\*本ファンドは2026年4月30日より運用を開始する予定です。したがって、本ファンドのベンチマークである読売株価指数(読売333)(配当込み)の騰落率を掲載しています。

\*2026年は年初から1月末までの騰落率です。

\*ベンチマークの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

## お申込みメモ

|                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購 入 単 位                           | 販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 購 入 価 額                           | 当 初 設 定：1口当たり1円<br>継続申込期間：購入申込受付日の基準価額<br>(ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)                                                                                                                                                                                                                                              |
| 購 入 代 金                           | 販売会社が定める期日までにお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 換 金 単 位                           | 販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 換 金 価 額                           | 換金申込受付日の基準価額とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 換 金 代 金                           | 原則として、換金申込受付日から起算して4営業日目以降のお支払いとなります。                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 申 込 締 切 時 間                       | 原則として、午後3時30分までとします。なお、受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の受付分として取扱います。<br>*受付時間は販売会社によって異なることもありますのでご注意ください。                                                                                                                                                                                                                      |
| 購 入 ・ 換 金 申 込 不 可 日               | ・委託会社が指定する日                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 購 入 の 申 込 期 間                     | 当 初 設 定：2026年4月30日(木)<br>継続申込期間：2026年4月30日(木)～2027年7月16日(金)<br>*継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。                                                                                                                                                                                                          |
| 換 金 制 限                           | ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し | 金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金(解約)の申込の受付を中止すること及び既に受付けた購入・換金(解約)の申込の受付を取消す場合があります。                                                                                                                                                                                                              |
| 信 託 期 間                           | 無期限(設定日：2026年4月30日(木))                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 繰 上 償 還                           | 次の場合等には、信託期間を繰り上げて償還となる場合があります。<br>・信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合<br>・対象インデックスが改廃されたとき<br>・ファンドを償還させることが受益者のために有利であると認めるとき<br>・その他やむを得ない事情が発生したとき                                                                                                                                                                    |
| 決 算 日                             | 原則として、毎年4月16日(休業日の場合は翌営業日)<br>初回決算は、2027年4月16日(金)とします。                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 収 益 分 配                           | 年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。<br>*販売会社によっては、分配金の再投資コースを設けています。詳しくは販売会社までお問い合わせください。                                                                                                                                                                                                                                 |
| 信 託 金 の 限 度 額                     | 1兆円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 公 告                               | 原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。<br><a href="https://www.sbiam.co.jp/">https://www.sbiam.co.jp/</a>                                                                                                                                                                                                                |
| 運 用 報 告 書                         | 決算時及び償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 課 税 関 係                           | 課税上は株式投資信託として取扱われます。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。本ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」および「つみたて投資枠(特定累積投資勘定)」の対象予定ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。<br>配当控除の適用があります。益金不算入制度の適用はありません。<br>*上記は、有価証券届出書提出日現在のものです。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。税金の取り扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。 |

## ファンドの費用

### ■投資者が直接的に負担する費用

|         |        |
|---------|--------|
| 購入時手数料  | ありません。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |

### ■投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|                  |                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                   |         |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 運用管理費用<br>(信託報酬) | ファンド                                                                                                                                                                                       | ファンドの日々の純資産総額に <b>年0.132%(税抜:年0.120%)</b> を乗じて得た額とします。信託報酬は毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。<br>信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率<br><信託報酬の配分(税抜)>                                                           |         |
|                  |                                                                                                                                                                                            | 支払先                                                                                                                                                                                                                               | 料率      |
|                  |                                                                                                                                                                                            | 委託会社                                                                                                                                                                                                                              | 年0.056% |
|                  |                                                                                                                                                                                            | 販売会社                                                                                                                                                                                                                              | 年0.050% |
|                  |                                                                                                                                                                                            | 受託会社                                                                                                                                                                                                                              | 年0.014% |
|                  |                                                                                                                                                                                            | 役務の内容                                                                                                                                                                                                                             |         |
|                  |                                                                                                                                                                                            | 委託会社                                                                                                                                                                                                                              | 年0.056% |
|                  |                                                                                                                                                                                            | 販売会社                                                                                                                                                                                                                              | 年0.050% |
|                  |                                                                                                                                                                                            | 受託会社                                                                                                                                                                                                                              | 年0.014% |
|                  |                                                                                                                                                                                            | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価                                                                                                                                                                                                          |         |
|                  |                                                                                                                                                                                            | 上記各支払先への料率には、別途消費税等相当額がかかります。                                                                                                                                                                                                     |         |
|                  |                                                                                                                                                                                            | (有価証券の貸付の指図を行った場合)<br>有価証券の貸付の指図を行った場合には品貸料がファンドの収益として計上されます。<br>その収益の一部を委託会社と受託会社が受け取ります。<br>この場合、ファンドの品貸料およびマザーファンドの品貸料のうちファンドに属するとみなした額の <b>55.0%(税抜 50.0%)以内</b> の額が上記の運用管理費用(信託報酬)に追加されます。<br>*上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。 |         |
| その他の費用<br>及び手数料  | 信託財産にかかる監査報酬、信託事務の処理に要する諸費用、法定書類(目論見書、運用報告書等)の作成・印刷・交付にかかる費用、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外貨建資産の保管に要する費用等の費用は、原則として受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。なお、これらの費用は、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。 |                                                                                                                                                                                                                                   |         |

投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## 税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法などにより異なる場合があります。

| 時 期          | 項 目       | 税 金                                          |
|--------------|-----------|----------------------------------------------|
| 分配時          | 所得税*及び地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315%                |
| 換金(解約)時及び償還時 | 所得税*及び地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

\*復興特別所得税を含みます。

#### ●少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### ●外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

#### ●上記は有価証券届出書提出日現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

#### ●法人の場合は上記とは異なります。

#### ●税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

### (参考情報) ファンドの総経費率

ファンドは運用を開始していないため、開示できる情報はありません。

(X 毛)

[illegible]

(X 7)

[illegible]

